

確認事項

2021/04/27

(新型コロナウイルス感染予防関係)

10号

食事のマナーは『みやざきモデル』



もしも、発熱などの症状がある場合

地域でかかりつけの医療機関へ電話で相談。(必ず相談の後、医師の指示を受けて受診)

※受診や相談する医療機関に迷う場合は、新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ相談してください。(電話番号 0985-78-5670)

感染防止のための確認事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が開始され感染者が急増するなど、感染が沈静化せず、いわゆる「第4波」が心配されています。

宮崎県でも、先月末、26日ぶりに新規感染者が確認され、今後もいつ、どこで感染の再拡大が起きてもおかしくない状況にあり、危機感を持っております。人の移動が活発になる4月が「感染拡大防止強化月間」と位置づけられ、このゴールデンウィーク中やその後の感染が心配されます。

今後も、マスクの着用やこまめな手洗い・手指消毒、会食の際の注意、3密の回避などの感染予防対策と、他県との不要不急の往来については、慎重に対応し、感染防止対策の徹底に努めなければなりません。

もうしばらくは感染の再拡大を防ぐため、体調が悪いときは休むなど基本的な感染対策を実践して下さい。各家庭で、「新しい生活様式」を徹底し、引き続き「うつらない」「うつさない」ための感染防止行動に努めるようにお願いします。

新しい生活様式の実践に基づく、基本的な感染防止対策について

- ①マスク着用、手洗いの徹底。
- ②3密の回避。
- ③体調不良時の慎重な行動。
- ④会食は大人数や大声、長時間などの感染リスクの高い行動を避ける。
- ⑤県外地域への往来の自粛。

◇学校生活での確認事項

(1) 家庭と連携した検温及び健康管理チェック表を活用した健康管理の実施。

○毎日欠かさず検温を行い、健康管理チェック表を提出すること。

○健康管理チェック表の健康状況の欄には、咳、痰、鼻水が出る。息苦しさがあるなど具体的症状を記入すること。

《行動履歴表を利用し記録しておく。もしもの場合有効なものとなります。》

※体調に異常を感じる場合は、必ず担任へ相談しましょう。

(2) 登下校では、症状がなくてもマスクを着用する。

※自転車での移動時はマスクを外しても良いが、校内駐輪場でマスク着用。

(3) マスク着用、三密を避ける、手洗い手指消毒の徹底。(特に食事前)

※泡立てた石鹸での手洗いは、ウイルス対策に効果的です。

【マスクは正しく着用し、顔、マスクの表面を手で触れないように！】

(4) 食事時の私語を慎む。【できるだけしゃべらず早く食事を終えよう！】

(5) 教室に入る時は、必ず設置してある廊下および教室の手指消毒で消毒をする。

※図書室入室の際も同様。

(6) 教室の換気をこまめに行う。(教室の対角線側の窓を開け換気) ※授業中も定期的に行う。

(7) 大声での会話は慎む。

(8) 帰宅後の手洗いを確実にを行う。※帰宅後は30秒程度かけて水と石けんで手を洗う。

◇部活動について

基本的な感染予防対策を実践しながらの練習メニュー、スケジュールを計画し活動する。

○活動前の健康観察の徹底。体調が悪い場合は参加はさせないこと。

家族に体調不良や発熱、風邪の症状がみられる場合は、保護者の理解を得たうえで練習参加を見合わせるなどの慎重な対応をすること。

○感染防止対策のために

- ・基本的な感染予防対策の徹底（三密回避・換気にも十分な配慮を）
- ・こまめな手洗いを実施（活動前・活動後も）
- ・近距離での大声をだすことなどの飛沫感染防止を徹底。
- ・共有する用具等の消毒。（ボールなど）
- ・水分補給用のボトル・キーパー・コップ・タオル等は個人使用。
貸し借りや共有はしないこと。
- ・食事については、対面は避け、私語を慎みできるだけ早く食事を済ませるようにする。

○大会や練習試合等へ参加する場合の保護者承諾書について

怪我の防止や感染症を含む病気の予防対策は、主催者や引率顧問が責任をもって行いますが、予防については限界があるということを理解した上で承諾書を提出して頂き、参加願います。（承諾書用紙は部顧問より配布します。）

なお、大会終了後に登校を控えて頂く場合もあります。

○上位大会の辞退について

大会が感染流行地域で行われる場合、上位大会への出場資格を得ても辞退するケースがあります。

【遠征・合宿】

○県内について

感染未確認圏域・感染確認圏域の他校との交流は感染予防対策を講じた上慎重に行うこと。
（宿泊を伴う練習や合宿は禁止する。）

感染警戒圏域・感染急増圏域との交流は行わない。

○県外について

県外他校との交流は自粛とします。

感染未確認圏域（小林、えびの、西諸圏域）

感染確認圏域（延岡、西白杵、西都、児湯、宮崎、東諸、日南、串間圏域）

感染警戒圏域（都城、北諸圏域）

感染急増圏域（日向、東白杵圏域）

指定期間：4月24日～5月14日

◇寮生の帰寮について

寮生が帰省をした時の帰寮の仕方については、その地域などの感染状況により、制限をすることがあります。

◇家庭での生活について

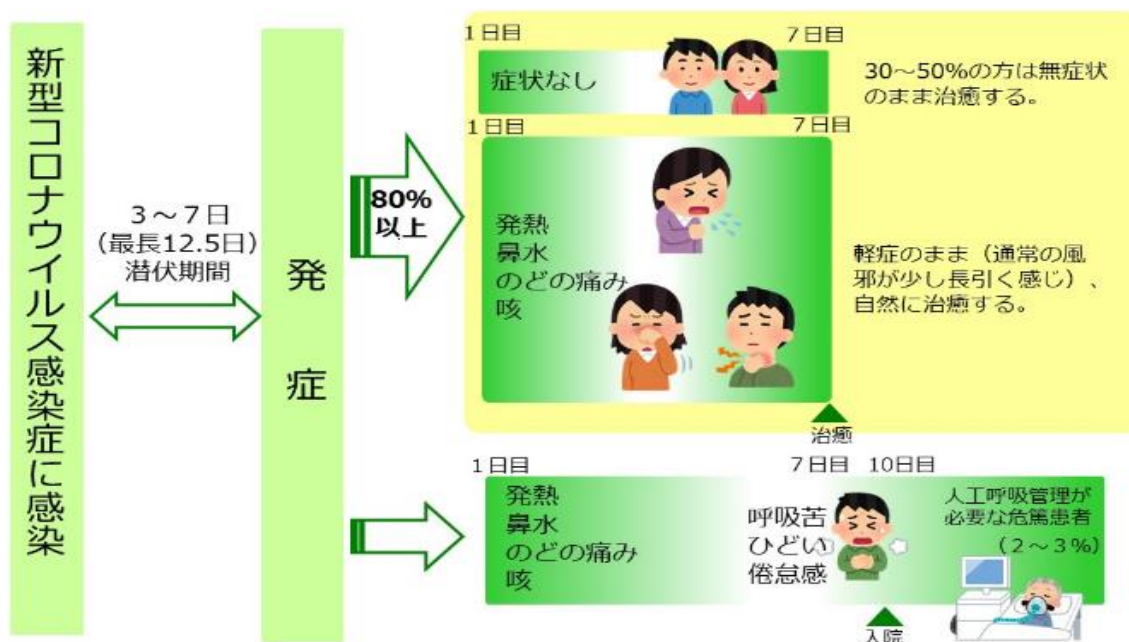
○隣県が生活圏の場合は、通勤通学、通院や生活必需品の買い物等による往来は構わない。

○不要不急（できる限り）の県外との往来は自粛。（特に4月29日～5月9日）

変異株のリスクに嚴重に警戒し、マスク着用、こまめな手洗い、3密の回避など感染防止対策のより一層の徹底を！

○やむを得ず、県外に行った場合は当面の間健康観察に努め、ささいな症状でも行きつけの医療機関に相談をする。

新型コロナウイルス感染症の経過



濃厚接触者となる場合

患者の発症日の2日前から
(無症状病原体保有者は検体採取日の2日前から)

いずれかに該当する場合は
濃厚接触者の対象になります

◆ 患者と同居あるいは長時間の接触があった者

◆ 手が触れることのできる距離(約1m)で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上接触があった者

